

空き家・空き地情報バンク情報登録申込書

東員町長 様

申込者

住所 〒 _____
 氏名 _____ 印
 電話 _____ FAX _____
 E-mail _____
 所有者との関係 _____

東員町空き家・空き地情報バンク制度要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり登録を申し込みます。

登録のための空き家等調査及び問い合わせには、誠意を持って協力します。

記

1 物件概要

所有者		
空き家等の所在地	東員町	
空き家等の状況	現在の用途	
	構造・階数	
	土地面積	m ² （地目： _____）
	建物面積	m ²
	建築時期	_____年建築
	駐車場	台（ _____円/月） ・ 無
所有者の意向要望 （賃貸・売買とも可能な場合は、両方をご記入ください。）	家賃	_____円/月・敷金等 _____円
	売買	_____円
	画像掲載	する ・ しない
付帯物件		
付帯物件の条件	1 貸したい	希望賃料 _____円/月
	2 売却したい	希望価格 _____円
相手方に対する 要望事項	買主希望	個人 ・ 法人 ・ その他（ _____）
	貸し家の管理	自己 ・ 委託 ・ その他（ _____）
その他必要事項		

2 契約交渉について、次のとおり直接型又は間接型のいずれかを選択します。

選択	契約交渉	説明
	直接型	契約交渉に関わるすべてについて、空き家等登録者（空き家又は空き地の所有者）と利用登録者（空き家等の利用希望者）の両者間で責任を持って行います。
	間接型	交渉及び契約に関わるすべてについて、社団法人全日本不動産協会三重県本部及び社団法人三重県宅地建物取引業協会に所属する宅地建物取引業者へ紹介を依頼します。合わせて、当該宅地建物取引業者への情報提供を承諾します。

注意事項

- 1 東員町空き家・空き地情報バンク制度では、情報の提供や必要に応じての連絡及び調整は行いますが、空き家等登録者と利用登録者間で行う物件の売買や賃貸借に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っていません。仲介を希望される方は、社団法人全日本不動産協会三重県本部及び社団法人三重県宅地建物取引業協会に所属する宅地建物取引業者に依頼してください。なお、宅地建物取引業者へ依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

個人情報の保護について

空き家・空き地情報バンクでは、空き家・空き地等の情報登録の申込み及び利用者登録の申込みの際に、個人情報の提供をお願いしております。

空き家等の情報については、要綱に定める必要な事項について公開することとし、個人情報については、東員町個人情報保護条例（平成15年東員町条例第23号）の規定に基づき、「利用登録者」への提供のほかは、本事業の目的外の用途に利用しません。

1 空き家・空き地情報バンクが保有する情報の範囲

提供をお願いする情報は、空き家又は空き地の情報のほか、氏名、郵便番号、住所、電話番号、電子メールアドレス等の個人情報です。

2 情報を提供する範囲

- (1) 空き家・空き地情報バンクの本町ホームページ上で公開する情報の範囲は、次のとおりです。

空き家又は空き地の所在地（大字又は丁目まで明記）

空き家又は空き地の概要

設備の状況

利用の状況

希望売却価格又は希望賃料

主要施設までの距離

地図（位置図）

間取図及び概観写真

その他特記事項

- (2) 個人情報の提供

氏名、郵便番号、住所、電話番号、電子メールアドレス等の個人情報は、空き家・空き地情報台帳登録者及び空き家・空き地利用希望者情報台帳に登録されている者に対して提供します。

登録いただいた情報を、上記以外の者に提供することはありません。

3 登録情報の変更又は削除

空き家・空き地情報バンクは、皆さまの個人情報をできるだけ正確かつ最新の内容で管理します。

登録者から申出があったときは、登録情報の開示を行います。また、届出書の提出があったときは、登録情報の追加、変更、訂正又は削除を行います。

4 情報登録者及び情報利用者の責務

空き家・空き地情報バンクから取得した情報は、次に定める事項に留意のうえ適正に取り扱うものとし、この登録が解除された後のにおいても、同様とします。

個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

情報バンクから取得した個人情報にあっては、当該個人情報を町長の承諾なくして複写又は複製をしてはならないこと。

個人情報は、業務終了後速やかに廃棄（消去）その他適正な措置を講じなければならないこと。

個人情報について漏えい、き損又は滅失等の事案が発生した場合は、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。